

吉川市におけるごみ減量方策について

答 申

平成17年11月1日

吉川市廃棄物減量等推進審議会

目 次

はじめに	1
吉川市のごみ処理の現状	2
1．ごみ減量意識啓発及び教育の充実	3
（1）環境教育の推進	3
（2）意識啓発活動の推進	3
（3）グリーン（エコ）商品の利用促進	4
（4）ふれあい収集の実施	4
（5）美化活動の推進	5
（6）廃棄物減量等推進委員制度の創設	5
2．ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み	6
（1）生ごみ処理機の普及促進	6
（2）集団資源回収の推進	6
（3）マイバッグ運動の推進	6
（4）ごみ処理有料化の検討	7
（5）事業系ごみの排出指導	8
3．ごみ減量化の推進	8
（1）容器包装リサイクル法への対応	8
（2）リサイクル可能なごみの分別	9
（3）ごみコンテナ収集地域の拡大	9
4．その他の提言	9
環境ネットワークについて	9
おわりに	10
資料1 吉川市廃棄物減量等推進審議会開催経過	12
資料2 吉川市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	13

はじめに

大量生産、大量消費の時代を迎え、ごみの廃棄量は増えている。しかし、快適で潤いのある生活環境の創造のため、また、地球環境の保全と温暖化防止のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済や市民1人ひとりのライフスタイルを見直し、廃棄物の適正処理のみならず、リサイクルを推進していく必要がある。そのためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場でその役割を認識し、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めていく必要がある。

このような状況の中で、国においては循環型社会の形成のため国・地方公共団体・国民及び事業者の役割分担を明らかにした循環型社会形成推進基本法を平成12年に制定した。さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正や資源有効利用促進法及び各種リサイクル関連法を制定し、廃棄物に関する法体系の整備がすすんでいる。

当市においても、『環境にやさしいまちづくり～循環型社会を目指して～』を基本目標とした第2次一般廃棄物処理基本計画を平成16年3月に策定し、ごみの排出抑制、ごみの資源化の推進、ごみの適正処理・処分を図るため、循環型社会の構築に向けた取り組みを行っている。

平成16年11月19日に吉川市廃棄物減量等推進審議会は、吉川市長から「吉川市におけるごみ減量化方策について『ごみ減量のための具体的な取り組みについて』」の諮問を受けた。この諮問は、第2次一般廃棄物処理基本計画において示された基本目標及び目標数値の達成を具現化するための具体的な取り組みについて、意見を求められているものである。

本審議会では、第2次一般廃棄物処理基本計画に掲げた「ごみ減量への意識啓発及び教育の充実」「ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み」「ごみ資源化の推進」について、消費者団体、事業者、有識者による様々な視点から審議を重ねた結果、本答申に至ったものである。

吉川市におけるごみ処理の現状

吉川市におけるごみの総排出量は、平成11年度に18,011tであったものが、平成16年度には21,187tと、この5年間で約17%も増加している。また、1人1日当たりのごみの排出量についても、平成11年度には862gであったものが、平成16年度には958gと約11%増加している。

平成16年3月に策定された第2次一般廃棄物処理基本計画では、1人1日あたりのごみ排出量の削減や、資源化率の向上、最終処分量の削減について目標数値を設定している。平成16年度の目標数値と処理実績を比較すると、1人1日当たりのごみ排出量については、排出目標が911gであるのに対し、実績値は958gと目標に達していない。資源化率については、目標が15.89%であるのに対し、実績値は16.08%と目標を達成している。最終処分量については、目標値が2,195tであるのに対し、2,391tと年間約200tも多く埋め立てられている。このように資源化率については目標を達成しているものの、1人1日当たりのごみ排出量と最終処分量については、目標値と実績値において大きな隔たりがある。

現状のようなごみの排出量の増加が続けば、ごみの排出量はさらに増え続け、基本計画の目標達成は困難になってしまう。また、最終処分量の増加は、最終処分場の逼迫につながり、その残余年数は限られている上に新たな最終処分場の整備も困難な状況にある。

このような、ごみ問題を取り巻く厳しい情勢を踏まえると、ごみの減量に対し早急な対策が必要である。また、地球環境への負荷を軽減し、限りある資源を保護するためにも、ごみの減量とリサイクルの推進について、これまで以上に強力な取り組みが必要となっている。

1. ごみ減量への意識啓発及び教育の充実

ごみを排出する市民及び事業者に対して、ごみ処理の実態及びごみ減量の必要性を訴えるとともに、教育現場からも環境保全の大切さについて知らせるために、次の項目について提言する。

(1) 環境教育の推進

環境教育の推進については、吉川市環境教育副読本である「よしの風」の充実に努め、小中学生からの自然環境やごみ問題に関する教育をより一層充実させることが重要である。

小中学校では総合学習の時間を利用して、ごみについての環境教育を実施し、小学4年生を対象として東埼玉資源環境組合第一工場の見学を毎年実施している。今後とも継続した環境教育を実施するとともに、小中学校において牛乳パックや雑がみを分別してリサイクルするような実践的な活動が必要である。

また、吉川小学校と東中学校においては、通学路を対象とした美化活動を実践しているが、アダプトプログラム¹制度を活用した定期的な美化活動の実施などを全小中学校に拡大する必要がある。実施にあたっては、主旨・目的を十分理解し、環境教育という観点で実施する必要がある。

このような教育現場における環境教育の実施には、教育委員会の協力が不可欠と考える。教育委員会と連携し、循環型社会の構築に向けた環境教育を推進していく必要がある。

1「アダプトプログラム」＝ アダプト(adopt)とは英語で「養子縁組をする」の意味。

一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって養子の美化を行い、行政がこれを支援する活動。

(2) 意識啓発活動の推進

市は、市民の環境やごみに対する意識高揚のため、広報や市のホームページにおいて情報を発信している。広報においては、年2回環境やごみをテーマにした特集記事を掲載している。市のホームページにおいては、ごみの分別方法やリサイクルに関するページを開設している。環境やごみの問題については、取り巻く環境の変化に合わ

せた情報の提供が必要となるため、新しい情報を提供しながら更なる市民への情報の発信に努める必要がある。

出前講座の実施については、市民と直接対話ができる手法であることから理解も得られやすく、意識啓発の方法として有効であるといえる。今後も、小学校、自治会、さらにはあらゆる市民が集まる場を対象として積極的に出前講座を開催するなど、より多くの市民を対象に出前教室を開催することが重要である。また、さらに市内環境団体による講座の開催などに対し、支援していく必要がある。

(3) グリーン(エコ)商品の利用促進

循環型社会構築のためには、ごみの分別収集を進めるとともに、環境にやさしいグリーン商品²の利用を促進する必要がある。

事業者に対しては、グリーン商品の取り扱いやごみの減量化、資源化および再生利用を推奨するとともに、『吉川市エコ・ショップ(環境にやさしい店)』認定制度を創設し、グリーン商品の取り扱いやごみの減量化や資源化、再生利用について積極的に取り組んでいる市内の小売店舗をエコショップとして認定している。

市民に対しては、エコショップ認定店を広報や市ホームページにおいてPRし、エコショップの活用を推進する必要がある。

市では「エコオフィス吉川」を実施し、グリーン商品の優先購入や庁舎内での節電、再生紙の利用を積極的に行うことで環境への負荷を減らしている。今後についても、エコオフィス吉川を充実させるとともに、市民及び事業者に対してもグリーン商品の利用促進の啓発を図る必要がある。

2 「グリーン商品」 = 長期使用・再使用・再生材料等の利用・処分の容易性などに配慮した環境にやさしい商品。

(4) ふれあい収集の実施

高齢や障害などの理由によりごみ出しが困難な人がおり、今後、さらなる人口増加や高齢化が進んだ場合、障害者や独居老人の世帯数の増加が予想される。このようなごみ出しが困難な世帯については、地域住民の助け合いにより解決することが理想ではあるが、高齢者や障害者世帯を対象としたふれあい収集³を実施することは、ごみ

の適正排出やリサイクルを図るとともに、高齢者の安否確認のためにも有効な手段であるといえる。

今後については、実施方法や対象者等の把握も含め、検討が必要である。

3「ふれあい収集」＝ 高齢者・障害者等で、自ら集積所へごみを持ち出すことが困難な世帯に対して、戸別にごみを収集すること。

(5) 美化活動の推進

美化活動の推進については、江戸川クリーン大作戦及び彩の国ごみゼロ県民運動に合わせた「市内一斉美化運動」を市内全域で実施し、多くの市民が参加している。また、自治会や環境団体などが主体となった「地域美化活動」も実施され、市内景観の美化に大きく貢献しているところである。

今後についても、ごみ拾いなどの美化活動をとおして、環境への意識を高めるために市内一斉美化運動・地域美化活動の継続した実施が必要である。

(6) 廃棄物減量等推進員制度の創設

廃棄物減量等推進員制度については、地域のリーダーとしての推進員が市と協力体制をとり、ごみを効果的に減量するための様々な啓発活動や指導をとおして市民と接し、市と市民のパイプ役として活躍するものであり、環境への意識啓発やごみ減量の視点からも有効であると考えらる。

推進員制度の創設にあたっては、市内全域での本格実施を前提としてモデル地区を指定し、試験的に実施するべきである。その後、モデル地区での実施において得られた効果や情報を踏まえ、先進地事例等を参考にした上で、次の6項目について早期に検討し、市内全域での実施に向けた取組みを行う必要がある。

推進員の身分（選出方法）について

推進員の任期について

推進員の役割について

推進員の指導の権限について

地域の実状に合わせた推進員の確保について

自治会との連携について

2. ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み

ごみの排出を抑制するための意識付けや、ごみにしないための方策について、次の事項について提言する。

(1) 生ごみ処理機の普及促進

生ごみ処理機の普及促進については、平成11年度から助成を行っているが、ごみ減量や意識啓発に有効であるため、今後も継続して助成を実施する必要がある。また、普及率の向上を図るため、補助金制度や生ごみ処理機の効果について広く市民に周知することが重要である。

(2) 集団資源回収の推進

集団資源回収の推進については、平成2年度から自治会やPTAなどが実施する資源回収に対して補助金を交付している。市民が自発的に資源物を回収することで、環境教育やごみ問題に関する意識の啓発及び資源化率の向上に果たす役割は大きいと認められるので、補助金の交付を継続して行う必要がある。

また、集団資源回収を行っている団体を対象として、ごみ減量等に関する講習会などを実施することも重要である。

(3) マイバッグ運動の推進

マイバッグ運動の推進については、市内大型スーパーではマイバッグやマイバスケットを用意するとともに、買い物袋持参運動を実施している。一方、市内環境団体においては、マイバッグ利用率の店頭調査や市民まつりにおける普及啓発活動を行うなど、マイバッグ運動の推進に努めているところである。

事業者や環境団体と協力し、身近で手軽に始められるごみ減量運動として、マイバッグ運動の推進について広報や市のホームページを用いて市民へ周知していく必要がある。

ただし、国においては、レジ袋の取り扱いについて有料化も含めた検討が行われているため、今後の国の動向に注目する必要がある。

(4) ごみ処理有料化の検討

ごみ処理有料化の検討については、国において「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進」「排出量に応じた負担公平化」「住民の意識改革の促進」の理由から、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきとの基本方針を示し、循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方に関する中央環境審議会の意見具申を踏まえ、ごみ処理の有料化に関するガイドラインを取りまとめる動向がある。

ごみ処理有料化については、ごみ処理有料化を導入している市町村を見ると、導入後のごみ排出量の減量効果については、ほぼすべての自治体において効果が認められている。ごみ処理有料化の導入により、ごみの発生段階において過剰包装の抑制や買い物袋の持参、モノを大切に使用するなど、ごみとなる物の量が減るという発生抑制の効果や、排出段階においてリサイクル資源の分別が進み、資源化率が向上することが期待できる。これら発生抑制や排出抑制が働くことからごみが減量され、処理段階においても焼却処理量及び最終処分量の減量化を図ることが可能となる。このことから、ごみ処理有料化の導入は、ごみの発生段階から処理段階に至るまでごみの諸問題に対する総合的な方策であるといえる。

また、多量排出者と少量排出者におけるごみ処理費用の負担の公平化が図られることや、ごみ問題に対する市民の意識改革が期待でき、ごみに対して関心を得ることでさらなる発生抑制やリサイクルの推進による排出抑制が期待できる。これらのことから、ごみ処理有料化の導入は、ごみの減量化に対する方策として最も有効な手段の1つであると考えられる。

ごみ処理有料化の導入については、本答申において審議を行った有料化以外のごみ減量方策を実施し、その効果を検証した上でごみ減量効果が現れなかった場合に導入すべき方策である。ごみ処理有料化の導入にあたっては、国が策定するガイドラインを踏まえ、その実施方法や負担額など有料化の具体的な方策について、十分な検討が必要である。また、導入にあたっての懸念事項である不法投棄などについて、対策などの検討が必要である。

ただし、東埼玉資源環境組合を構成する5市1町において、ごみ処理有料化導入に向けた気運が高まった際は、その時点で吉川市が抱える諸問題を総括的に勘案し、構

成市町との連携を考慮する必要がある。

(5) 事業系ごみの排出指導

事業者からの排出状況を調査し、ごみ減量の啓発を行うとともに、分別排出の徹底による資源ごみのリサイクルについて協力を求めていく必要がある。

平成16年度に約300事業者を訪問し、事業系ごみの排出方法の指導と分別排出の協力依頼を行ったことと、東埼玉資源環境組合におけるごみ処理費用の値上げにより、事業系ごみが前年度比で405t減量された。この効果は、平成17年度においても継続しているが、引き続き、少量排出者も含めたすべての事業者に対して排出指導を行う必要がある。また、多量排出事業者については、早急にその把握に努めるとともに、ごみ減量計画の策定を求める必要がある。

3. ごみ資源化の推進

排出されたごみについて、分別項目の細分化によるリサイクルの向上など、積極的な資源化を行うことで、最終的にごみとして処理する量を減らす方策について提言する。

(1) 容器包装リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法は施行後10年が経過し、一定の効果を挙げてはきたものの、最終処分場のひっ迫や、発生抑制・再使用が進んでいない等の課題が指摘され、現在、国においては、容器包装廃棄物の更なるリサイクルによる資源化の推進を目的として、中央環境審議会において法律の見直しに向けた審議を行っている。

当市においては、容器包装リサイクル法への対応として、同法で指定される品目のうち、かん・びん・紙製容器(牛乳パックなど)・段ボールの分別回収が行われている。

平成18年度からペットボトルの分別収集を実施することは、資源化推進として評価するものであるが、ペットボトル以外の指定品目である白色トレイ・その他プラスチック容器などについても、東埼玉資源環境組合の構成市町と連携をとり、広域処理も視野に入れた検討が必要である。

(2) リサイクル可能なごみの分別

リサイクル可能なごみについては、廃食油や剪定枝、刈草は分別することで資源として有効活用できる。環境団体においては、廃食油から石鹸を作る講習会を実施するなど、廃食油のリサイクル普及活動に努めている。このような市民活動について、支援を行う必要がある。

剪定枝や刈草については、東埼玉資源環境組合の堆肥化施設において堆肥の原料として資源化することができるので、市民・事業者に対して周知に努め、堆肥化施設への搬入を積極的に推進していく必要がある。

(3) 資源ごみコンテナ収集地域の拡大

ごみコンテナ収集地域の拡大については、びん・かんの資源ごみをコンテナで回収することで、収集後は燃えるごみとなるごみ袋の減量化と処理作業の効率化が期待できる。

ごみ集積所が予め整備された開発地区や自治会から要望のあった集積所においては、ごみコンテナによる回収を行っている。その他、ごみコンテナが未設置の集積所についても、安全面や管理面において設置可能な場所については、ごみコンテナを設置し、収集地域を拡大する必要がある。

しかし、ごみコンテナ収集を実施しても、袋に入れたまま排出されてしまった場合は、効果がなくなってしまうため、コンテナ収集の主旨とごみの出し方について十分な理解と協力が得られるよう周知する必要がある。

4. その他の提言

ごみ減量等のネットワークについて

市民や集団資源回収実施団体などを中心とした、ごみ減量等のネットワークを構築し、市民参加によるごみの減量化とリサイクルを進める活動を推進することにより、市民のごみに対する意識改革が図れ、快適なまちづくりに大きく寄与することが期待できるため、組織化へ向けた取り組みを行う必要がある。

おわりに

今年8月に厚生労働省は人口動態統計の速報で、1～6月の死亡数が出生数を上回り、人口が減少したと発表した。近年、人口の自然増加数は低下し、「人口減少社会」が訪れる可能性も出てきたが、吉川市においては、吉川中央土地区画整理事業や駅南地区の開発により人口は増加の一途をたどり、今後もこの傾向が続くと予想される。このような中で、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられたライフスタイルの転換が求められているにもかかわらず、人口の増加とともにごみの排出量が増加してきたことも事実である。

一般廃棄物の処理については、各自治体の責任において適正な処理が義務付けられている。我々が排出したごみは、近隣5市1町で組織する東埼玉資源環境組合や市環境センターにおいて中間処分されているが、その処理能力も限界に来ている。特に可燃ごみの処理を行う東埼玉資源環境組合の第1工場においては、平成16年度に処理能力を超えたごみが発生し、処理しきれなくなったごみを県外において処理を行った経緯がある。また、今後においては、構成市町管内で発生するごみを安定的に処理するため、第2工場の建設が計画されているところである。当市においては、循環型社会を構築し、ごみの減量を積極的に推進していくことが必要となっている。

諮問事項である「ごみ減量化のための具体的方策」については、本審議会の基本答申の構成として、「1. ごみ減量への意識啓発及び教育の充実」「2. ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み」「3. ごみ資源化の推進」の3つの柱に分け、さらに具体的な方策について提言を行った。ごみの減量化については様々な施策があるが、ごみの減量という本来の目的を達成するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割分担のもとで、ごみ問題に対し、積極的な取り組みを行うことが不可欠である。

市民・事業者においては、自らが排出者としての責任と自覚を持ち、ごみの排出は環境へ負荷を与えていることを認識しなければならない。また、生活環境を維持するために、ごみの発生・排出を抑制し、発生したごみについては、資源物を再使用・再生使用するほか、分別収集やリサイクルによる資源化など市のごみ処理施策に積極的に協力することが必要である。

市においては、市民・事業者の役割や責務が十分果たされるよう普及啓発や活動支援、情報提供を図るとともに、効率的な収集体制を確保することで、さらなる分別収集や再生

利用などを推進する必要がある。また、ごみの排出者としての側面から、率先して公共施設からのごみ排出量の削減、リサイクルの推進に取り組むことが必要である。このような取り組みとともに、市民や事業者からの意見を十分に聞き入れ、ごみ減量の必要性や資源化の方法を十分に説明することは、単に市からの押し付けと捉えられることなく、市民・事業者がごみの減量化・資源化に共感し、自主的な取り組みを促すことになる。このように、市民・事業者・市がそれぞれの役割や責務を果たすことが重要である。

今後、吉川市においては、本答申に基づき、循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり構築のため、総合的なごみ減量化施策を推進することにより、第2次一般廃棄物処理基本計画の目標達成を期待するものである。

吉川市廃棄物減量等推進審議会

資料 1

開催経過

開催日 [会場]	審議の概要
平成16年11月19日(金) [保健センター集団指導室]	【議 事】 1. 正副会長選出 2. ごみ減量化方策について（諮問） 3. 一般廃棄物処理基本計画について 4. 吉川市のごみの現状について
平成17年 2月10日(木) [市役所 201 会議室]	【議 事】 1. ごみ減量化への意識啓発及び教育の充実 2. ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組みについて 3. ごみ減量化の推進について
平成17年 5月19日(木) [市役所 201 会議室]	【議 事】 1. 廃棄物減量等推進員制度について 2. ごみ処理に係る費用負担について
平成17年 7月14日(木) [市役所 201 会議室]	【議 事】 1. 廃棄物減量等推進員制度について 2. ごみ処理に係る費用負担について
平成17年10月 6日(木) [市役所 201 会議室]	【議 事】 1. ごみ減量化方策について（答申案作成）
平成17年11月 1日(火)	吉川市におけるごみ減量化の方策について（答申）

吉川市廃棄物減量等推進審議会

資料2

委員名簿

選出区分		氏名	所属	備考
1号	消費者関係団体の 代表者	ふくはら てるみ 福原 輝美	吉川市くらしの会	
		たなか ようこ 田中 陽子	生活クラブ生活協同組合	
		わたなべ たかこ 渡部 孝子	吉川を考える女性の会	
		しのはら えつこ 篠原 悦子	さいたまコープ	
2号	知識経験のある者	よしおが しげる 吉岡 茂	立正大学 助教授	
3号	物の製造、販売等 を行う事業者	いいつか ふみお 飯塚 二三男	ぺんてる吉川工場	
		おの よしあき 小野 善明	ジャスコ吉川店	
4号	廃棄物再生業者	たかやま ともいき 高山 友生	北信紙業吉川工場	
5号	市議会議員	あべ たみこ 阿部 民子	市議会議員	会長
6号	市長が認める者	ほんたけ ひろし 本竹 博士	吉川市自治連合会	副会長
		いせや えいこ 伊勢谷 英子	市民公募	
		たけべ おさむ 武部 治	市民公募	